

食品及び環境衛生関係の優良施設、衛生功労者及び優良従業員の 埼玉県東松山保健所長表彰要綱

1 優良施設

施設及び衛生管理が特に優秀であり、特に模範とすべき者で次の各号に該当するもの。

- (1) 食品衛生関係施設にあつては、旧監視票（昭和49年12月17日付食第700号「食品衛生法等に基づく行政処分等に係る事務処理要領」様式第3号）による施設の採点成績が95点以上であるか、又は新監視票（令和3年3月26日付け薬生食監発0326第5号「食品衛生監視票について」別添1）による施設の採点成績が85点以上であること。
- (2) 対象となる施設は、過去3年間関係法令の規定に違反し、行政処分を受けた事がないこと。

2 衛生功労者

食品及び環境衛生関係の営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善に貢献し、その功績が顕著である者で、次の各号に該当するもの。

- (1) 過去3年間関係法令の規定に違反し行政処分を受けた事がないこと、又は関係法令の規定に違反し拘禁刑（令和7年5月31日までの間に処せられた懲役又は禁固を含む。以下次項において同じ。）又は罰金に処せられた事がないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。

3 優良従業員

衛生知識を有し、業務に精勤し、素行善良であり、他の模範となる者で次の各号に該当するもの。

- (1) 過去3年間関係法令の規定に違反し行政処分を受けた事がないこと、又は関係法令の規定に違反し拘禁刑又は罰金に処せられた事がないこと。
- (2) 関係法令で規定された健康診断（保菌検査を含む）を受けている者であること。
- (3) 家族従業員でないこと。

(4) 同一施設に5年以上にわたり精勤し、現に従事する者であること。